

我々にとって望ましい年金制度を考える

三和ゼミ（本橋班）

## 目次

はじめに

### 第1章 公的・私的年金の現状・課題

#### 1.1 公的年金の仕組み・現状

#### 1.2 公的年金の課題

#### 1.3 グローバル年金指数から見る年金の課題

### 第2章 海外比較から

#### 2.1 オーストラリアの年金

#### 2.2 スウェーデンの年金

#### 2.3 目指すべき日本の年金

### 第3章 公的年金の解決策

#### 3.1 保険料について

#### 3.2 受給額について

#### 3.3 積立金について

#### 3.4 公的年金まとめ

### 第4章 私的年金

#### 4.1 私的年金の現状

#### 4.2 私的年金の仕組み、課題

#### 4.3 私的年金の解決策

まとめ

注釈

参考文献

はじめに

私達は機械や原材料などの生産手段の私有が認められている私有財産制、利潤の追求を目的とした自由競争が行われている市場主義、労働力の商品化の三点を特徴とする産業資本主義社会で生活している。産業資本主義の社会では、企業の倒産や解雇による失業の他、怪我や病気などで働けなくなった場合、労働者は所得を得られなくなる。つまり、個人として生活が立ち行かなくなるリスクが内在しているのである。このような社会では国民の生活の安定はありえない。そのため、国民の生涯設計における重要なセーフティーネットとして社会保障制度が誕生した。つまり、社会保障は極端な貧困層を産出することで社会発展が妨げ私達の生きている産業資本主義の社会において、国民の生涯設計における重要なセーフティーネットとして誕生したものが社会保障制度である。これは三つの柱によって成り立っている。

第一に相互扶助である。社会保障は「相互扶助」であることが大前提である。そして「公平かつ適切」が根本にある。この場合の「公平かつ適切」とは、負担と受給が比例するという「公平性」ではない。セーフティーネットとして適切な水準が保障されているかどうかという公平性を意味する。

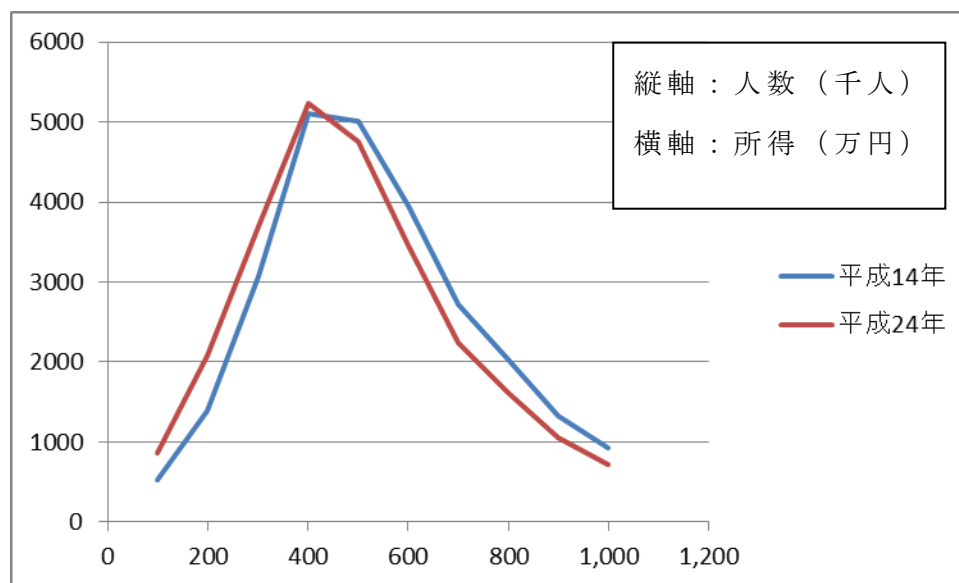
第二に「収入と給付の均衡」である。負担と給付の均衡とは、単に「保険料と給付が均衡する」ということではない。保険料に限らず、税金負担や資産運用益でも、また個人でも企業負担でもよい。「どれだけ給付し、どれだけ負担するか」、または「どれだけ負担し、どれだけ給付するか」の問題であり、その国の経済にも影響する。

第三が人びとの自立と活力のもとになる、という考え方である。社会保障は、単なる救済にとどまる問題ではない。人びとが「いきいきと生活できる」ようにすることが、最大の目的である。お金だけでは解決できない問題もある。社会保障を充実させたとしても、社会と接し、社会に参画できる環境にすることが必要なのだ。

前述のように、社会保障制度の目的は極端な貧困層を生み出さないことである。この前提に立つと、公的年金の給付のみで老後の最低限度の生活が保障されなくてはならない。しかし、現在、老齢基礎年金のみの給付額は<sup>1</sup>平均55000円程であり、十分とは言い難い。私達はこの事実の問題意識を持ち、低所得者層、具体的には年収300万円以下の個人も老後に年金給付金のみで安心して生活

出来る仕組みを提案したい。以下には参考として、日本の給与所得に関するグラフを載せている。これによれば、低所得者層が増えていることがわかる。このことから、低所得者にフォーカスをあてた年金の重要さが見えてくる。

5 日本では低所得者層が増えている



出所：民間給与実態統計調査

第1章 公的・私的年金の現状・課題

10 1.1 公的年金の仕組み・現状

2 日本は公的年金制度は、「国民皆年金」という特徴を持っており、20歳以上の全ての人が共通して加入する国民年金と、会社員が加入する厚生年金などによる、いわゆる「2階建て」と呼ばれる構造になっている。具体的には、自営業者など国民年金のみに加入している人（第一号被保険者）は、毎月定額の保険料を自分で納め、会社員や公務員で厚生年金や共済年金に加入している人（第二号被保険者）は、毎月定率の保険料を会社と折半で負担し、保険料は毎月の給料から天引きされる。専業主婦など扶養されている人（第三号被保険者）は、厚生年金制度などで保険料を負担しているため、個人としては保険料を負担する必要はない。老後には、全ての人が老齢基礎年金を、厚生年金などに加入していた人は、それに加えて、老齢厚生年金などが受け取り可能になる。

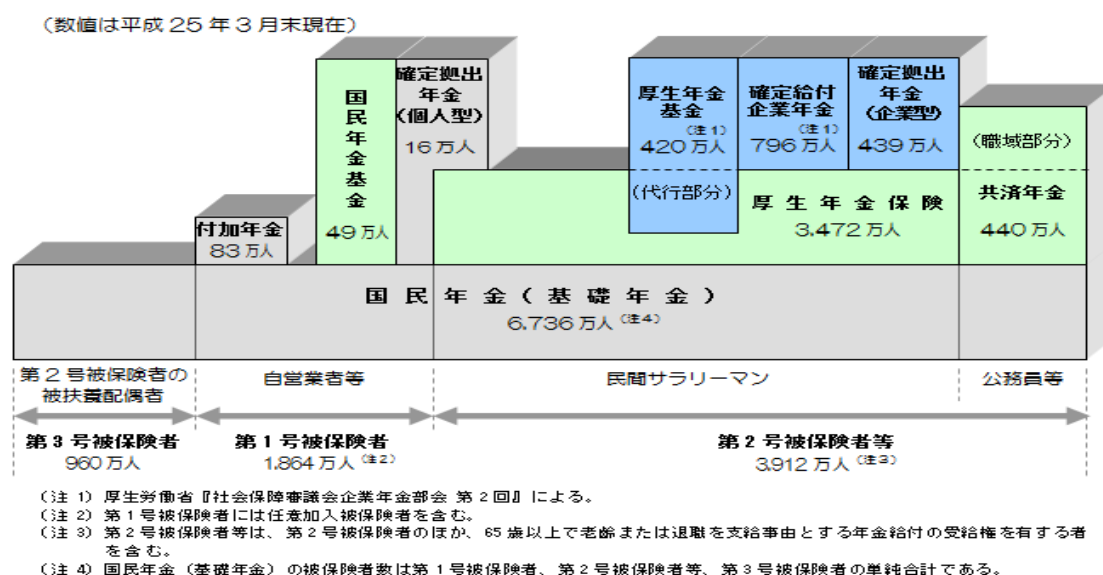
公的年金は現在、賦課方式という、現在働いている世代が支払った保険料を

仕送りのように高齢者などの年金給付に充てるという「世代間の支え合い」の考え方を基本とした財政方式で運営されているが、保険料収入以外にも、年金積立金などが年金給付に充てられている。

5 このように、公的年金制度は、基本的に日本国内に住む20歳から60歳の全ての人が保険料を納め、その保険料を高齢者などへ年金として給付する仕組みとなっているのである。

10 公的年金には、高齢になったときに受け取る老齢年金以外にも、障害年金と遺族年金がある。障害年金とは、重度の障害を負ってしまったときに受け取ることができ、遺族年金とは、一家の大黒柱が亡くなってしまったときに残された遺族が受け取ることができる公的年金制度である。すなわち、現在の日本の公的年金は以下の6種に分類される。第一に保険料納付済期間等に応じた額を受給できる老齢基礎年金がある。第二に保険料納付済期・賃金等に応じた額を受給できる老齢厚生年金がある。第三、四に障害等級に応じた額を受給できる障害基礎年金と、賃金・加入期間・障害等級に応じた額が支給される障害厚生年金がある。第五、第六に遺族が老齢基礎年金の満額を受給できる遺族基礎年金、亡くなった方の老齢厚生年金4分の3が支給される遺族厚生年金がある。

20 しかし公的年金の給付を受けるためには、毎月の保険料を納付して、制度を支える義務を果たす必要がある。経済的な理由で国民年金保険料を納めることが難しい場合には、所定の手続きを行えば保険料の納付免除や猶予制度を利用することが可能である。もし、毎月の保険料を納めず、保険料の納付免除や猶予制度も利用しなかった場合には、保険料未納となり、重度の障害を負ったときや年を取ったときに、年金を全く受け取れなくなる場合もある。



出所：企業年金連合会 HP より

## 1.2 公的年金の課題

まず、公的年金の課題として真っ先に考えられるものは、国民年金の納付率の問題だ。これはよくテレビでニュースになっており、昨年と比べてどうなっているかなどが伝えられている。<sup>3</sup> 国民年金の納付率は1991年ごろの85%をピークに年々下降を続け、最近は少し持ち直しているものの約60%と低い納付率で推移している。ただ、これは根本的な問題ではないように思える。納付率はさまざまな要因が重なった結果である。もちろんきちんと払わせる仕組みづくりは必要だが、払いたいと思える年金に現時点ではなっていないということが問題なのであろう。

また、受給額にも問題があるように思う。現在、国民年金の満額の受給額は約65000円だ。この金額は、一般的な生活保護の受給額よりも少ないという現状である。また、現在老後の生活資金は、<sup>4</sup> 高齢無職世帯において月平均で約20万円なのに対し、年金など社会保障給付の平均は約16万円、収入全体でも平均18万円となっており、赤字の状況にある。このことから年金の受給額の少なさという面で大きな課題があるように感じる。

保険料納付の制度についても触れておきたいと思う。現在基礎年金の保険料は一律15250円だ。私たちにはこの「一律」という点に疑問を感じている。厚生年金は所得によって変動するのに対し、なぜ、国民年金は所得に関係なく一

律の保険料なのだろうか。これでは所得の高い人々に比べて、所得の低い人々の保険料の負担が大きくなり、ときには納付することができないケースも出てきてしまうのは当然であろう。つまりは、基礎年金の受給額、そして保険料の料金制度のどちらも改善すべきではないかと私たちは考えているのである。

5

### 1.3 グローバル年金指数から見る年金の課題

これまで、現状の日本の年金制度の課題をいくつか挙げてきたが、その主張を補強する形としてグローバル年金指数を参考にしたいと思う。グローバル年金指数とは、年金制度を各国と比較するにあたって非常に有効な指数で、組織・  
10 人事分野専門のコンサルティング会社、マーサージャパンが毎年発表している。評価の対象国は年々増え続けており、2014年度は25か国が対象となった。この年金指数は充分性(Adequacy)、持続性(Sustainability)、健全性(Integrity)の3つの観点から各国の年金制度を比較している。そしてその指数自体は、各国の老後の所得保障制度における40以上の調査項目から構成されている。それ  
15 だけでは3つの観点について簡単に説明したいと思う。

充分性については主に、年金の支給額は十分であるか、よって評価される。つまりこの項目の数値で、今現在のその国の年金支給で、老後に充実した生活をおくることができるかどうかを判断することができる。持続性は政府の借金の程度や人口の推移、平均寿命のバランスなどから判断される。簡潔に言うと、  
20 現行制度のままで、国は約束された額の年金を支払い続けることができるのかということである。健全性は、年金の運用報告の有無やその義務があるかどうかが一番の判断材料である。ようするにその国の年金制度の透明性が高いかどうかである。2014年度発表のグローバル年金指数の中で、日本の年金制度は総合指数44.4で25か国中23位という位置づけであった。内訳としては、充分  
25 性は48.0、持続性が28.5、健全性が60.9という数値である。ちなみに平均値は、総合指数60.6、充分性63.0、持続性49.7、健全性71.9であるのと比べると、日本はすべての数値で平均を下回っており、特に持続性に関しては非常に低い水準となっている<sup>5</sup>。この評価を見ると、健全性も当然改善の余地がある  
30 のだが、やはり充分性と持続性の数値が極めて低く、より深刻であると考えられる。このグローバル年金指数を算出するために用いられた調査項目を見てみ



ると、「単身高齢者が受け取る予定の年金に対する平均賃金の最低比率は？<sup>6</sup>」  
という項目や「出生時平均余命と国家の年金制度年齢とのギャップは？<sup>7</sup>」  
「2035 年に見込まれるギャップは？<sup>8</sup>」「2035 年における高齢人口比率(65 歳  
以上)は？<sup>9</sup>」「過去 7 年間の平均出生率は？<sup>10</sup>」という項目の評価数値が他項  
5 目と比べて低いという結果であった。

現在の日本の年金制度の欠点は、数多く存在するだろう。そこで私達はここ  
まで、グローバル年金指数の調査項目やその評価数値を参考にする。やはり日  
本の年金制度における最大の問題は、充分性に関する受給額の低さ、そして持  
続性に関する少子高齢化問題であると考えられる。しかし同様の問題  
10 で悩まされている国は他にないのだろうか。次にはそのような問題に対策を講  
じている国々の例をあげて、その対策が日本の問題解決の足掛かりとなるのか  
どうか考えていきたいと思う。

## 第 2 章 海外比較から

### 15 2.1 オーストラリアの年金

さてここではグローバル年金指数が上位の国のオーストラリア、スウェー  
デンの年金制度の特徴や歴史、問題点を見ていき、これからの日本の年金制度  
には何が必要であるのか参考にしていく。

はじめにオーストラリアの年金を見ていく。<sup>11</sup>オーストラリアは 1788 年の  
20 英国人入植以来白豪主義 (White Australian) を貫き、それは 1901 年のオー  
ストラリア連邦結成後も続いていた。第二次世界大戦後、人口増加に向けて一  
転、多文化主義に転じ、特に 1980 年代以降は世界の様々な地域から移民を受  
入れてきたという歴史を有する。2007 年 6 月末現在、日本の約 20 倍の国土に、  
その 6 分の 1 (21 百万人) の人口が暮らし、そのうち 65 歳以上の高齢人口の  
25 比率 (高齢化率) は 13%とわが国の 20% (2005 年) と比較すると高齢化率の  
スピードは緩やかな状況にある。WHO の 2009 年「世界保健統計」によると平  
均寿命は、国民全体では日本に次いで 81 歳と世界第 2 位の長寿国である。

オーストラリアの年金制度はいわゆる二階建てであり、高齢年金と<sup>12</sup>スーパ  
ーアニュエーション (退職年金保証制度) から構成される。

30 高齢年金は、10 年の居住期間を要件としている。わが国と異なり全員が高齢

年金を受給できるわけではなく、収入テストと資産テストから成る資力調査（ミーンズテスト）を通じて、受給者を限定しているほか、受給額の減額を行っている。また老齢年金は、税で賄われ、現役時代の所得や納税額と関係なく、一定額が支給される年金であり、生活保護的色彩の強い年金であるといえる。

5 老齢年金の水準は、単身の場合、男子の週平均総賃金の 25%、夫婦の場合は同 40% の水準を確保することが目標とされている。受給額は消費者物価指数に連動し 6 ヶ月毎に調整が行われる。

我が国で 4 割を超える未納や低年金といった問題は、税方式の老齢年金により、オーストラリアでは発生しない仕組みとなっている。なお、老齢年金の財  
10 源は、連邦政府の一般財源から支出されている。老齢年金は連邦政府支出の約 1 割を占めており、高齢化の進展の中で、財政圧迫が懸念されてきたが、2035 年までに老齢年金の開始年齢を 70 歳に引き上げることを発表している。

スーパーアニュエーションは、税方式の老齢年金に対し事業主の強制拠出と被用者の任意の拠出からなり、全額積立方式となっている。対象には、正社員  
15 のみならず、パートタイムや短期労働者等も含まれる。また自営業者・無業者も任意で、積み立てをすることができる。雇用主に掛金の強制的な拠出を義務付け、被用者の退職に備えて資産を積み立てることで、1 階部分の老齢年金を補完し、高齢者の所得保障の強化を図るものである。雇用主による掛金は、被用者の任意の掛金と合わせてファンドで運用され、その運用実績が個人ごとの  
20 勘定に積み立てられる。また、スーパーアニュエーションの促進のため、政府による助成も行われている。

オーストラリア政府のレポートでは、<sup>13</sup> 2050 年の老齢年金の給付費は、GDP 比で現在の 2.7% から 3.9% へ上昇すると予測されている。しかし、政府の見通しよりも、平均余命の伸びがもっと大きく、老齢年金の給付費の上昇は  
25 それ以上であるとの観測もある。このような状況において、高齢者の退職時期が早いことは老齢年金の財政圧迫の要因となる。より長く働くことができれば、個人にも社会にも有益である。就労の継続によりスーパーアニュエーションの資産高は増え続け、また社会的には、高齢者が年金受給者からタックスペイヤーに変わるからである。このような点から、現在のオーストラリアの年金制  
30 度には改革の余地がいくつか指摘されている。現在の制度には、「スーパーアニ

ュエーションの資産を 55 歳から引き出すことができる」「60 歳からのスーパーアニュエーションの給付は非課税である」など、高齢者の早期退職を促進する面があるため、スーパーアニュエーションの年金型給付の促進、ミーンズテストの改革、繰延べ受給による老齢年金の増額の導入などの改革案が提案されている。

5           ここまでオーストラリアの年金制度を見てきたが、我々はミーンズテストを年金に活用するオーストラリアの制度は日本のこれからの年金制度に活かせる  
10           と考える。オーストラリアでは日本において生活保護の判定をする際に用いられている資力調査と意味合いも受け止められ方も異なるようである。烙印を与えるような性格のものではなく、税財源を所得再分配の観点から公正に行うための、手段として国民に広く普遍的に浸透した納得性のある仕組みになっている。全額一般財源からの老齢年金制度を維持しつつも、ミーンズテストの活用により、低所得層に対し厚い所得保障を行えるのである。

          但し、オーストラリアのミーンズテストも問題はなくはないと言われている。  
15           年金開始前に貯蓄があると却って年金がもらえなくなるため、年金開始前に貯蓄を使い果たしてしまう人が少なくないという。オーストラリアは、個人の貯蓄率が低い状況にあるのだが、この背後に、ミーンズテストが影響している可能性がある。

## 20   2.2 スウェーデンの年金

          次にスウェーデンの年金制度を見ていきたいと思う。

          14 スウェーデンは一般に「高福祉・高負担」、つまり福祉のサービスが充実している代わりに税や社会保険料の負担が重い国として知られている。その背景には、「黄金の 60 年代」と呼ばれる 60 年代前後の順調な経済発展があった。  
25           ところが、90 年代に入ってスウェーデンは深刻な経済危機に陥り、91 年から 3 年連続で経済がマイナス成長を記録し、現役世代と企業の税や保険料を負担する能力が低下していった。

          また、スウェーデンでも、日本ほど急速ではないが少子高齢化がしだいに進み、現役世代の保険料を今後かなり引き上げないと制度を維持できなくなる恐れが強まった。さらに、当時の制度は一生のうち所得が最も高かった 15 年間  
30

を年金計算の基礎とする「15年ルール」など独特の計算方法を採用していた。このため、生涯所得が同じでも加入者によって年金額に大きな開きが出るなど、保険料と年金額の結びつきが弱く、国民の間で不公平感が強まっていった。

5 スウェーデン政府は99年の改革で、こうした問題点を解決するため、制度の姿を根本から変えた。それまでの制度は、現役時代の所得とは関係なく支給される基礎年金と、所得が多かった人ほど年金額が多くなる所得比例年金の2階建てになっていた。

10 99年改革では、このうち基礎年金を廃止し、2階建てだった制度を所得比例年金に一本化した。現役時代に納めた保険料総額に応じて老後の年金額が決定される仕組みとなり、旧付加年金制度において生じていた年金額計算上の不公平の問題の解消を図った。生涯所得と年金額の結びつきを強め、現役世代の働く意欲を刺激することができる。この制度は賦課と積み立ての両方式を組み合わせた点が特徴である。所得比例年金の保険料率は所得の<sup>15</sup>18.5%と%とされ、このうち16%分が賦課方式、残る2.5%分が積み立て方式で運用されることになっ

15 ている。

また、新たに「最低保障年金」という制度を設け、年金額が政府の定めた最低水準に達しない人に対しては、保険料ではなく税金を財源とした年金で差額を補てんすることにした。新制度によって保障する水準については、一定の最低保障額が設けられ、所得比例年金の額が最低保障額を下回った場合には、その差額分に相当する額を最低保障年金として支給することとされた。これにより、現役時代に低所得・無所得であった者についても一定水準の年金が保証される。最低保障年金の支給額を決定するに当たっては、所得比例年金の額のみが考慮され、その他の所得については考慮されない。この最低保障年金は65

20 歳以降に支給されることとされ、満額の最低保証年金を受給するためには、原則として、25歳から64歳年までの間において40年以上スウェーデンに居住していたことが要件として求められる。また、最低保障年金により保証される最低保障額は、毎年、物価基礎額が消費者物価上昇率に応じて改定されることに伴い、自動的に改定される。

従来制度では基礎年金全体の財源に対して税金による補助を行っていたが、

30 新制度では税金を低所得者だけのために集中的に使い、低所得者以外の年金は

すべて保険料でまかなうことにしたのである。最低保障年金という制度は社会保障という観点から日本においても必要ではないかと考える。また、低所得者のために税金を使うなどの姿勢は、わが国の理念とも合致する。日本でこれ以上政府支出を増やしてもよいかという議論はおいておくとして、制度以上にその低所得者のための政策を行うという点は見習うべきである。現在日本では、老後を年金の受給額だけでは暮らしていけないという人も少なくない。そういった人たちが出ないようにするのが本来の年金の姿である。

### 2.3 目指すべき日本の年金

10 以上でみてきた点から、これからの日本の年金制度において、オーストラリアのように年金においてもミーンズテストを積極的に活用し、資力が充分にあるものには受給額の減額、あるいは受給停止を行い、その分を低所得者への年金支給に回すことでスウェーデンのような最低保障年金を実現していけるのではないかと考える。

15 またこのまま少子高齢化が進むようであればオーストラリアのように年金受給年齢の引き上げも視野に入れなければならなくなるであろう。

だが、公的年金で達成しなければならない目標はたった1つである。「予測することができない将来のリスクに対して、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現するために必要なもの」という理念から、社会的弱者、低所得者層が年金さえ払っておけば、老後の生活における最低限の保障はされるという安心を与えることである。十分性、持続性の解決策をこれから考えていくが、この目標を達成するために実行するものということを強くここで述べておく。

## 25 第3章 公的年金の解決策

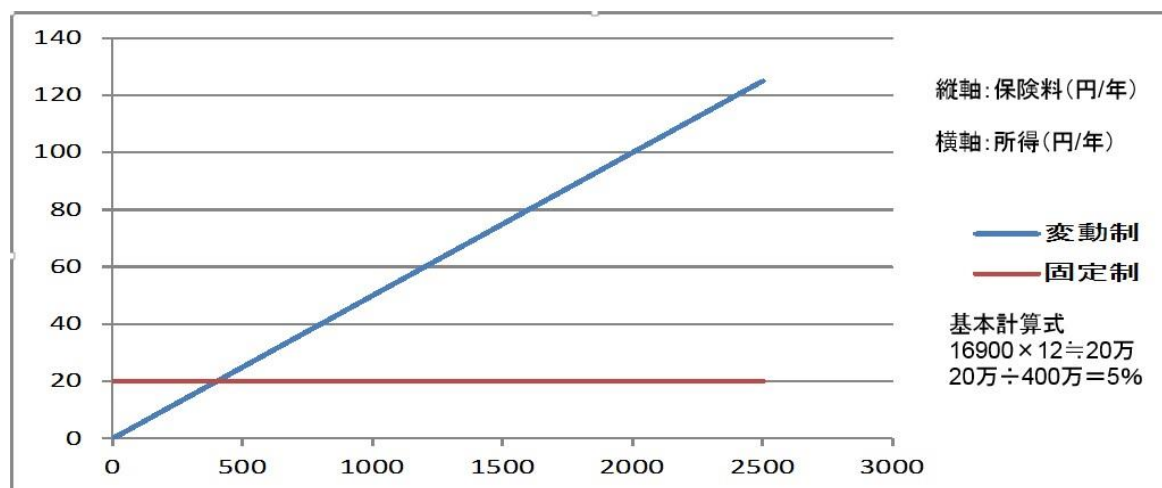
### 3.1 保険料について

まず国民年金保険料収入の増大だ。今、国民保険料は段階的に16,900円に引き上げられている途中である。しかし一律の保険料であることは変わっていない。まずはここから手をつけるべきであろう。厚生年金は所得によって支払う保険料が変わる仕組みであるが、なぜか国民年金は定額だ。自営業の所得

の把握が難しいということが主な理由になっているそうだが、スウェーデンでは自営業も所得によって保険料が変化する仕組みであるので不可能ではないはずなのである。また、先に述べたようなオーストラリアで実施されているミーンズテストを導入すれば問題ない。そもそも消費税をあげるときに散々、逆進性について議論されたはずだが国民年金の逆進性に触れた政治家は皆無だったように思う。

たびたび、国民年金の納付率が悪化していることが問題にあがるが、単純に信頼がなくなっているだけでなく、国民年金が失業者など低所得層の拠り所になっていることも大きいと考える。その人たちにとっては 16,900 円も大きな負担となりえる。だからこそ、所得によって変化する保険料が望ましい。ミーンズテストの導入により、ひとりひとりにあった保険料を設定できるので現在問題に度々挙げられる納付率の問題も改善に向かうだろう。これら保険料の上限拡大と納付率の改善で保険料額を増大させることができる。参考として下記に保険料額変動と固定の比較の図をのせた。

15 保険料徴収イメージ図



今回は、保険料の計算を単純化するために年収 400 万円を基準にして他の保険料額を概算した。1ヶ月の保険料を 16,900 円とすると年間で約 20 万円である。よって年収の約 5%を年金の保険料とした。他の年収にも同じように当てはめたものが上の図だ。

もちろん、実際に導入するときにはこのとおりにはいかないだろうが、1つの考え方、指標としてみてほしい。大切なことは、保険料の一律の徴収はおか

しいものでそれぞれの年収にあった保険料を徴収すべきであるということだ。

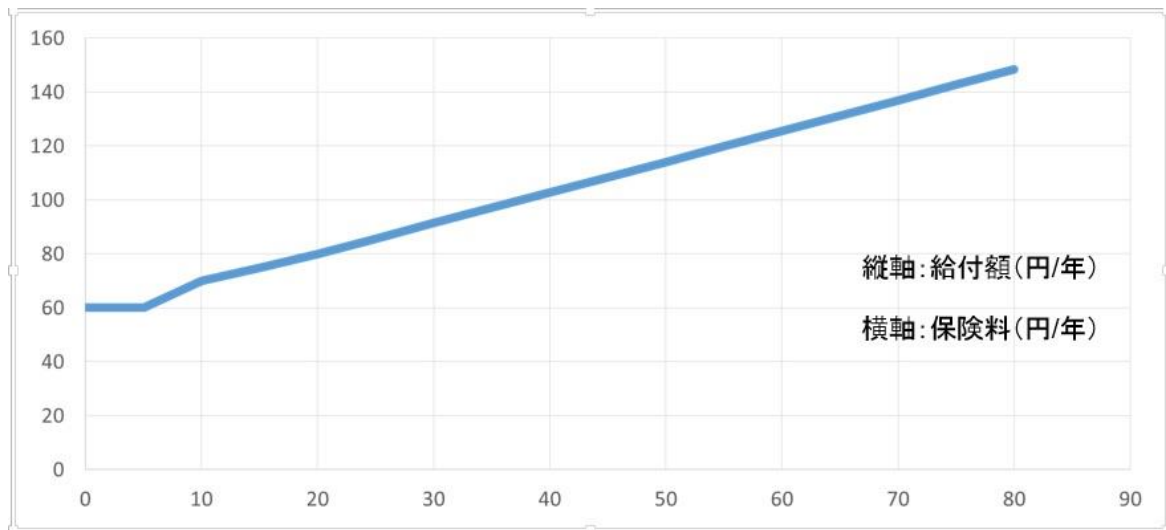
### 3.2 受給額について

次に受給額の問題から考えてみよう。確認となるが、それには公的年金のありかたを再認識する必要がある。厚生労働省によれば、<sup>16</sup> 予測できない将来への備えるために、社会全体で支える仕組みとして公的年金制度が存在しているという。今回話題にしている老齢年金でいえば、人は何歳まで生きるかわからないというリスクへの備えということだろう。先にも述べたが、国民年金の平均受給額は一ヶ月で 55,000 円である。そしてこれは平均値でこれよりも少ない額で生活している人がいるということを改めて確認する。その金額で生活することは厳しいことは明白である。国民年金基金など年金を増やす手段はほかにあるものの金銭的な余裕がないと難しい。そこで年金受給額の改善のために最低保証年金を導入してはどうかと思う。一時期民主党が消費税増税の際に話として出たが立ち消えとなった。年金指数上位のスウェーデンも導入しているので検討する価値はあるように思える。

我々の受給額についての提言は、次の 2 つである。1 つ目が最低保障年金の導入だ。これは年金の役割である備えという意味で、現時点の年金はその役割を果たしていないのではないかという考えからである。一定以下の水準しか保険料を払ってこられなかった人達も最低限の年金を受け取れるような仕組みにする。資料の図のように、ある一定額を下限とし給付額を決めるようにする。今回の図は参考として 60,000 円を下限、としているが、実際は保険料とのバランスを考えながらグラフの傾きは決めていくだろう。どちらにせよ、きちんと年金を納めた人に最低限の保障が行き渡るような仕組み作りが必要ことは言うまでもない。

2 つ目が高所得者に対する給付の圧縮だ。最低保障年金の財源であり、現在の日本の状況として少子高齢化が進んでいる状況での年金財政健全化の案でもある。また格差が広がっていると、先に述べたが所得の再分配という意味でも、高所得者の給付の圧縮は必要ではないだろうか。下記に図表として給付額のイメージ図をのせた。

給付額イメージ図



今回の上の図では、多く払えば多くもらえる仕組みにはなっているが、年金  
5 受給時に一定の資産があるものに年金は支給しないようにする。

### 3.3 給付開始年齢引き上げについて

次に持続性の問題、高齢化に対する方策を考えてみる。では現在の高齢化の  
10 問題の確認から入ろう。

現在、我が国の平均寿命は世界一の水準にまで達し、人口構造の高齢化が進  
む一方、生まれてくる子どもの数は減少傾向にあり、少子化が進んでいる。  
17 2013年9月15日に総務省が発表した人口統計によると、65歳以上の高齢  
者が日本の人口に占める割合は4人に1人となっている。誰でも歳をとれば、  
15 個人差はあっても若い頃のように働けなくなり、収入を得る能力が低下するリ  
スクなどを背負っている。

また、長寿化による国民の老後期間の伸張のほか、産業構造の変化(工業化等)、  
都市化、家族の在り方の変化、国民意識の変化、などに伴い、子どもからの仕  
送りなどの私的扶養のみに頼って老後生活を送る事が困難になっている。どれ  
20 だけ長生きしても、また子どもの同居や経済状況など私的な家族の状況にかか  
わらず、安心・自立して老後を暮らせる為の社会的な仕組みとして、公的年金  
は大きな役割を担っていることは既に述べた。しかし、少子高齢化の進展によ



り、高齢者(年金受給者)の比率の急増と、積み立てられた年金原資の運用利回りの低下で公的年金の運用状況が悪化している。<sup>18</sup> 現在、生産年齢人口3人当たりで1人の高齢者を扶養しているが、少子高齢化が進展し、遠からず2人で1人の高齢者を扶養することになると予測されている。年金制度は、長い期間

5 にわたって財政のバランスが取れるように運営していかなければいけない。現在、この少子高齢化への対応として、最終的な保険料水準を決めて、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、社会経済情勢の変動に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みが導入されている。しかし、急速に進む高齢化の対処としては弱いと言わざるを得ない。

10 この問題をみるときにまず考えるべきことは年金の収入と支出を単純化してみることである。年金は<sup>19</sup>「保険料率×賃金×労働者＝給付額×受給者」という式で表すことができる。実際には積立金の収入や税金が投入されているが基本の構造式はこれである。そして高齢化は労働者が減り、受給者が増えるというように捉えることができる。そうすると年金としてとるべき行動が見えてこないだろうか。まず、賃金に関してはGDPの成長が必須なので年金が何かできるものではない。給付額に関しても先で足りないという結論に達しているので減らすことはできない。保険料率に関しても先で述べたような上げ方しかない。となると高齢化の原因である「人」に重きを置いた政策に打って出るべきである。

15

20 もし、受給者の増加を食い止めるならば、給付年齢の引き上げが解決策となる。この解決策のメリットは即効性があるということである。また、受給開始年齢の法律を変更するだけで良いので一番簡単に実行に移せる。現在も支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げられることで決まっている。他の先進諸国はこれ以上の引き上げを決定しているので、高齢化が最も進んでいる日本はこのままだとさらなる引き上げに迫られるだろう。<sup>20</sup> 例えば、イギリスでは、2020年までに66歳に引き上げ、2034年～2046年にかけて68歳に引き上げられる。また、<sup>21</sup>オーストラリアでは、2035年までに70歳に引き上げられる方針が示された。日本と同様に高齢化深刻化しているためにこの決定に乗り出したと見られる。同じように高齢化に見舞われている日本も、支給開始年齢の

25

30 さらなる引き上げに向かうべきであろう。

ただ、当然のことではあるが国民からの反発は必至なのでどう国民に説明し理解を得られるかがポイントとなる。なので、今のうちから再雇用制度の整備を進めていき、理解が得やすい状況に持っていく必要がある。老人雇用はこれからの日本で最も重要な政策の1つになりえるだろう。

- 5 さて、労働者の減少に歯止めをかけるには出生率の向上が根本的な解決策である。しかし、効果が出るには時間がかかるだろう。現実的には女性の社会進出を促すことが最も明快でわかりやすい策である。そしてこの策が秘めている可能性はとてつもなく大きい。<sup>22</sup>まず先進諸国では女性の社会進出が進んでいる国ほど出生率が高くなっているということだ。これは長期的な視点でも好まれることである。次は単純に労働人口の維持ができることである。そして最後に女性が働くことによって第三号被保険者が減るということである。第三号被保険者は保険料を払わずに年金を受給できるのでこれが減るということは年金制度の維持、政府の負担軽減という意味で非常に大きい。制度や社会体制づくりは今の状況を見ていても大変なことではある。が、年金という視点でみたときの女性の社会進出というカードはとても魅力的で必ず成さなければならないことだろう。また第三号被保険者の廃止が議論に上ること時々あるが、女性を受け入れられる体制を作ることが先決である。そのあとで、どうするかを決めても遅くないのではないだろうか。
- 10
- 15

- また、ほかにも高齢化の解決策として話題になるのが積立方式への移行である。まず、年金制度の運営についてみていくと大きく2つの財政方式があることがわかる。それは、「賦課方式」と「積立方式」である。
- 20

- 「賦課方式」とは、現在の現役世代の納める保険料によって現在の高齢者の年金給付を賄うという、「世代と世代の支え合い」、すなわち世代間扶養の仕組みである。なお、日本の現行の年金制度は、正式名称が「修正積立方式」といわれた時期もあったが、実質は「賦課方式」である。
- 25

現在の日本の公的年金は、基本的にこの「賦課方式」で運営されている。「積立方式」とは、将来自分が年金を受給する時に必要となる財源を、現役時代の間積み立てておく方式である。

ここからこの2つの財政方式を比較する。

- 30 現在の日本で運営されている「賦課方式」のメリットとして、「賦課方式」は、

社会的扶養の仕組みであり、その時の現役世代の(給与からの)保険料を原資とするため、インフレや給与水準の変化に対応しやすい。つまり価値が目減りしにくい。インフレとは、物価の上昇や貨幣価値の低下が起こる現象だが、変化に対応しやすい要因として、年金保険料支払者が支払った保険料を年金機構が運用等はするものの、そのまま受給者に流しているだけの「仕組み」となっているからである。デメリットとしては、この財政方式は、経済が発展する限りは問題なく、運用出来るが、ひとたび少子高齢化になると、現役世代の負担が増大し、制度の継続が困難になる可能性が出てくる懸念がある。冒頭でも述べたが、今の日本がまさにこの状況である。

5

10

次に積立方式だが、メリットとして、少子高齢化がさらに進行しても年金財源に悪影響を与えないこと。年金加入者個人での納付、受給であるがゆえに世代間の問題は生じず、公平感がある。デメリットは、物価変動に弱いことである。インフレによる価値の目減りや運用環境の悪化があると、積立金と運用収入の範囲内でしか給付できないため、年金の削減が必要となってしまう。

15

近年、人口の急速な高齢化に伴い、保険料負担が今後も増加する事が予想され、現行の年金制度を維持する事が大変厳しくなっていることもあり、年金制度を賦課方式から積立方式へ移行しようとする議論が活発になっている。しかし、厚生労働省は検討さえ拒否している。その理由として二重の負担<sup>23</sup>と呼ばれる問題が発生するからである。もし、今年から積立方式に変更すると、今の受給者は何も積み立てていないので、政府が彼らに払う暗黙の債務が発生する。これは現役世代の負担になるが、彼らは自分の年金も積み立てなければならなくなり、過渡的に二重に年金保険料を払わされる、という問題もあり、安易な移行は避けるべきである。賦課方式、積立方式にはそれぞれメリット、デメリットがあるが、現在の日本は、公的年金の実質的な価値(決まった額ではなく、物価、所得水準に応じた「経済的価値」を維持するため、「賦課方式」を運営している。この原則を守るためにも積立方式は高齢化の解決策にあたら

20

25

30

別の話題を挟んだが、我々は高齢化の解決策として2つ提示した。現時点の政府による取り組みを見ている限り、前者は不十分で、後者は道半ばといったところか。どちらの策も同時に進めていく必要があるが、どちらも人が大きく

関わる。慎重に制度面から整備していくことが重要である。

### 3.3 積立金について

5 年金積立金は、過去の保険料収入のうち、年金給付に使われなかった分を積み立てたものであり、年金給付に必要な収入の大部分は、保険料収入や税金により、賄われているが、この年金積立金を運用して得られた収入も活用しつつ、安定的な年金給付を行っている。なお、年金制度は長期的な制度であり、単年度の年金積立金の実績と将来見通しとの乖離状況をもって長期的な年金財政に直ちに影響を及ぼすものではないが、毎年度、この乖離がどの程度であるか等  
10 について比較検証している。

年金積立金の管理や運用は、「年金積立金管理運用独立行政法人」(GPIF)という独立行政法人が行っている。年金積立金は、長期にわたって資産を保有し、債券や株式など複数の資産に分散投資し、安定的に運用されている。実際に運用を行う場合は、どの資産にどの程度配分するという「資産構成割合」(基本ポートフォリオ)を基本に運用している。  
15

GPIF の財政検証が今年発表された。それによれば、経済成長や出生率が想定より下ぶれた場合には、給付抑制を続けても国民年金の積立金が底をつくという。また、ここでは経済再生がうまくいかないケースでも、運用利回りの下限として 4.2%が設定されている。これが GPIF に求められる運用利回りであろう。  
20

これまで比較的安全な資産とされている国内債券に 6 割、残り 4 割を国内株式、外国債券、外国株式、短期資産に投資していた。が、11 月 1 日の発表<sup>24</sup>によると国内債券 35%、国内株式 25%、外国債券 15%、外国株式 25%となっている。運用利回りの下限が、リスク資産の増加を後押ししたのだろう。

25 運用状況は、自主運用を開始した平成 13 年度から 13 年経過し、単年度で見ると市場動向によってプラスの時もあれば、マイナスの時もある。累積で見ると比較的安定的に推移しており、約 47 兆円(平成 25 年度まで)のプラスの収益になっている。しかし、社会保障論が専門の学習院大学・鈴木亘教授が「現実的な条件」<sup>25</sup>で試算したところ、厚生年金の積立金が 33 年、国民年金の積立  
30 金が 37 年に枯渇するという結果をだし、年金積立金に関して今もなお議論が

広がっている。

時折、高齢化の解決策やその他問題の解決策として積立金の改善が挙げられることがある。積立金の改善はもちろんしなければならないものの、問題を大きく好転させる力は持っていないように思う。強い力があるとなれば GPIF の資金を株式市場に多く投入することにより景気を上向かせる可能性があるというくらいだろうか。実際マーケットは GPIF の動向に注目している。実際、年金のポートフォリオは国内債券の割合を下げて、株式や海外の運用の割合を増やしていく方向で動いている。収益率の改善を目指していくなれば当然の流れだが、国民から預かったお金をリスク資産に多く投資するのはいかがなものかという議論もある。ただ、現在の年金財政ではリスクをある程度とっていくことはしかないようには思える。とはいうものの、中身のない成長には意味がないため、根本的な年金財政や受給額の解決策にはならないことは肝に命じなければならない。

### 15 3.4 公的年金まとめ

それでは公的年金のまとめに入る。我々は問題を発見するときにグローバル年金指数を利用した。これは公的年金のみを対象としたものではないものの、年金を考える上で重要な指標なことは間違いない。そして公的年金においての本来の目的をもう一度思い出す必要がある。「働けなくなったときの生活の保障」が年金である。ゆえに、公の部分では低所得者にフォーカスをあて、彼らが頼れる年金にする必要がある。それを満たすには課題があり、充分性、持続性の問題に関する解決策を提示した。充分性の解決策は主に所得再分配が目的になる。持続性の問題は主に年金財税の維持が目的である。これらの政策をいち早く実行することは重要で国民にとって有益なものとなるはずだ。そして公的年金における目的、低所得者層が頼れる年金になるということを達成できる。ただ公的年金では不十分な部分も当然出てくる。特に中間層以上は税を余分に取られている印象があるだろうから、そうしたものは私的年金で補っていく必要がある。次の章では企業年金についての問題などを見ていきたいと思う。

## 30 第4章 私的年金

#### 4.1 私的年金の現状

以上のように公的年金は課題が山積していることがわかる。年金には国が運営する公的年金と国以外の機関が運営する私的年金に2つに分けられるが、この節では私的年金はどういった現状なのか何が問題とされているか明らかにしていく。

私的年金は加入義務のある公的年金とは異なり任意で選択する年金である。将来のための投資を自らの意志で選択できる、ある程度余裕のある層が加入するというのが言える。社会保障の世代間相互扶助の側面からの年金とは性質が異なるが現状として豊かな老後生活を計画し積み立てるものである私的年金は公的年金の補完としてなくてはならないものとして考えられている。少子高齢化による人口比率の変化により年金受給者が増大していく中で、支払い手である人口も減少傾向にあり公的年金の給付水準は低下していくことが予想されることから、今後、公的年金を補完すべき私的年金の充実が一層求められると考えられるためである。

つまり少子高齢化による公的年金の支払い手の減少、受給者の増加から相対的に公的年金の規模が小さくなり、ますます私的年金による自助努力の必要性が増し、老後の生活保障としてなくてはならないものとなる。高所得者層にとって豊かさを求めているのではなく最低保障年金のない公的年金のみでは老後の貯蓄として心許無いというのが現状である。

20

#### 4.2 私的年金の仕組み、課題

それを踏まえて次に私的年金の抱える解決すべき課題とは何なのか的を絞って明らかにする。私的年金は公的年金同様に保険者の種類つまり自営業、サラリーマン、公務員等によって選択できる私的年金の種類も変わる。中でも第二号被保険者つまり民間企業に勤めるサラリーマンが加入する企業年金が私的年金の割合の多くを占める。そこで課題の点では私的年金でも特に企業年金に焦点を当て課題について論じていく。

まず論点となる企業年金の概要として種類を挙げる。現在、企業年金は厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金の大きく三種類に分類される。それぞれ拠出、給付の制度は違うが、公的年金を補完しより豊かな老後生活に備

30

えることを大きな目的とする点では一貫している。

厚生年金基金は公的年金の厚生年金の一部を代行、さらに上乘せを行い、年金資産を管理・運用して年金給付を行うものである。企業は基金を設立すると、厚生年金の代行部分を国に納付することが免除され、その分を自社の積立分と合わせて運用できる。代行部分には運用資金の規模が大きくなり、運用益を拡大する余地が広がり、退職者への給付を増やしやすくなる狙いがある。

運用環境に恵まれていた高度経済成長期にはうってつけの制度であった。確定給付企業年金は運営形態により、基金型と、年金規約を制定し、保険会社などに運用を委託する規約型の二つに大別される。この場合でも年金資産を管理・運用して年金給付を行うというものである。厚生年金基金と確定給付企業年金はそれぞれ「企業側が最終的に支払う額（給付額）を保証している」点では同じく、大きな違いは公的年金である厚生年金の代行の有無、積立義務、年金管理・運営者の責任、情報開示といった受給権保護を明確化したことである。

後述するが、代行部分の返上のため企業が厚生年金基金から確定給付企業年金に移行したケースが多い。確定給付企業年金を採用すると、従業員の企業年金の準備を行うための毎月の掛金は会社の経費として認められるほか、資産運用収入については非課税であるなど、企業が効果的に企業年金準備をできる税制となっている。

確定給付企業年金制度は、現在約 800 万人<sup>26</sup>に利用されており企業年金として日本でもっとも普及している。そして確定拠出年金は運営形態により、企業が実施する企業型と他に国民年金基金連合会が実施し確定給付型企業年金のない従業員や自営業者等が加入する個人型の二つに大別される。なにより他との大きな違いは拠出された掛金は個人ごとに明確に区分され、掛金と個人の運用による収益との合計額をもとに給付額が決定される。つまり「企業側が積立額（拠出額）のみを保証している」状態であり、もちろん確定拠出年金には増減のリスクもある。従来、確定給付型しか認められていなかった日本の年金制度に確定給付企業年金とほぼ同時期に取り入れられた制度である。

ではなぜこのように種類の異なる煩わしい制度となっているのか。それこそが企業年金が抱えていた課題解決のための変化の結果である。企業年金の現在の課題をふれるためにも企業年金の設立背景を明らかにしていく。そもそも企

業年金とは企業が従業員に支払っていた退職金を分割して年金として受け取れるようになったことが始まりである。一括で退職金を支払われるよりも年金として分割され支払われると年金給付の利率を高水準にさだめることにより、事業主にとっては退職金を一括で準備するコスト削減、従業員にとっては退職金を高い利率で運用されることが保証されるため企業年金制度は根付いていった。

5 政府もこの仕組みを制度として整備し、1966年に厚生年金基金が発足、現在につながる企業年金制度が始まった。しかしバブル崩壊により経済環境の悪化、資金の運用が低迷、多くの厚生年金基金は積み立て不足の状態が指摘されるようになった。そのままでは積み立て不足を埋める負担に耐えきれずに企業の経営までが傾くリスクもあった。

これを受けて、政府は企業の負担を軽減するため、厚生年金基金の代行部分を国に返上しやすくする企業年金制度の改革に踏みきる。2002年には確定給付企業年金法が施行され、これにより代行部分を国に返して確定給付企業年金に移行することが可能となった。

15 さらに企業は年金の積み立て不足を決算時に反映させなければならなくなったことを嫌い、代行部分を返上し確定給付企業年金に移行する例が多くなった。しかし、この改革により代行部分を返上できたのは主に大企業の運営する厚生年金基金のみであり、中小企業が運営する厚生年金基金の多くは、現在も代行部分を抱えたままである。なぜなら国に返上するにはまず代行部分の積み立て不足を埋め合わせしなければならず、経営体力に乏しい中小企業にとってはそれすら困難であったためである。

厚生年金基金の危うさを象徴する2012年に起きたA I J投資顧問事件は記憶に新しいだろう。事件の概要は低金利、株価の低迷背景の中、高い利率を謳ったA I J投資顧問会社が中小企業をはじめとする代行部分を返上しなかった、25 できなかった厚生年金基金の多くの投資顧問の契約を受け虚偽の報告を繰り返し結果約2000億円の9割以上の年金を「消失」させてしまったという事件である。積立不足を解消出来ていない企業にとってA I J投資顧問に年金資産の運用を委託した企業年金には、少しでも高い利回りを求める動機づけがあったのである<sup>27</sup>。年金基金の「自己責任」として、加入者の保険料・掛金の引上げや年金給付の削減を繰り返しても厚生年金基金を維持するために、藁にもすが

30



る思いの企業が詐欺被害にあった事が分かる。

この事件から言えることは企業規模の大小を問わず、低金利低成長の現状において、企業にとっての厚生年金基金を含めた確定給付企業年金の効用の主なものは、節税された形で従業員に報酬を支払うことができる節税効果の部分のみである。

5 以上のことから企業年金の大きな課題は、給付額を確定することでもたらされ、バブル崩壊後の低金利のため年金積立金の運用収益が悪化したことを皮切りに、低成長による積立金不足が累積、さらに国際会計において年金負債として低評価を受ける要因になってしまった点などが挙げられる。また従業員の高  
10 齢化、雇用の流動化、成果主義方式など日本の伝統的経営からの変革により企業年金も対応した変化が求められている側面もある。

老後の生活保障のはずの企業年金が企業を苦しめる要素になるところから資産運用の難しさが伺える。そこで 2001 年の企業年金改革から導入された確定  
15 拠出年金が議論の対象となる。確定拠出年金の普及こそが企業年金が抱える大きなリスクを従業員に分散でき、事業主にとっては肩の荷が下りるのではないかと考えられているが十分な浸透はしていない。後述の解決策において検討したい。

#### 4.3 私的年金の解決策

20 前章では公的年金の相互扶助の役割を強めることで日本の年金を社会保障として確立させるための解決策となるモデルの主張をした。前述のようにその提案には現行の制度よりも高所得者層の負担は増加する。そうした負担増の分を補完するためにも私的年金、特に企業年金の積極的な活用が重要となる。課題  
25 の部分で触れた企業年金の変革に合わせて導入された確定拠出年金は、事業主にとっての運用リスクは回避できるものの従業員がリスクを背負い年金を運用することに他ならない。本章では企業年金の脆弱さを乗り越えた確定拠出年金の浸透にはどういった策が有効か検討し、社会保障としての年金を補完する企業年金のあり方についてまとめる。

30 課題を振り返ると給付金を確定させた確定給付型の企業年金では、積立不足は会計に反映され、バブル崩壊後の株価の低迷低金利の現在において成長期の

ように自然と金利が成長することはなくなった。企業は常に巨額の年金を運用リスクに晒さなければならない状態こそ企業年金の危うさである。企業の会計を圧迫するも制度が近い確定給付企業年金に移行する形が多いが事業主にとって依然として運用リスクを負う。将来性を考えた際、企業の負担として残り続ける確定給付企業年金よりも確定拠出年金の期待が高まっていることは間違いないだろう。

5 なにより確定拠出年金が課題としていることはリスクの所在が従業員側に移ったということであろう。確定拠出年金は一章の現状と課題でも触れたように「企業側が積立額（拠出額）のみを保証している」にすぎずそのほか利率やそこから運用設計運用益を予想しそこから老後生活を計画していく。確定給付企業年金と比べると事業主には喜ばしい制度だが従業員にとっては困惑しかねない。仮に運用に失敗し受け取れる年金額が不十分なものになってしまったとしてもそれは自己の責任とされるのである。加入者に運用責任を負わせることがまかり通るには、加入者が決定に必要となる知識を持つ状態で運用商品を自らの判断で決定し、選択した運用商品に対して提供される情報が理解でき、将来的にも加入者が自己の状況に応じた選択ができる状態が必要であると考えられる<sup>28</sup>。加入者が自己責任を負えるような教育を施す場が早急に必要である。

15 また企業年金として取り入れる事業主は加入者である従業員に単発のセミナーではない継続した投資教育が必要となる。これは2010年の確定拠出年金法の改正によって事業主の義務として明文化<sup>29</sup>されている。しかし継続教育は対象となる加入者によって有している知識や理解度に差があるため勉強会として行うことが難しい。この負担が普及遅れさせる一つの要因となっていることが考えられる。

25 そうした問題には事業主の努力ももちろん必要だが政府による援助が必要である。政府によって確定拠出年金加入者に対して平等に教育を受けられる環境を設け目安となる資格、免許を導入する。その公的な目安に応じてリスク資産の許容範囲を広げることや、拠出限度額の上限を高めることが出来るインセンティブを持たせる。加入者側は金融リテラシーに加え節税効果の高い資産運用が可能となるため確定拠出年金への関心は強くなるだろう。また政府で議論されている<sup>30</sup>ように確定拠出年金の拠出額を給料ベースで限度額を上昇させ企

業年金を有効活用するインセンティブを強めるべきだ。

しかし確定拠出年金がこのままより普及し事業主ではない継続教育が統一された協定で行える環境が整うと考えられる。そうした動きが日本全体の金融リテラシーの向上、投資を通じた市場へのマネーの供給など副次効果をもたらすことも期待される。また金融リテラシーの向上は確定拠出年金が自助努力の枠をとどまることなく公的年金の相互扶助の問題を国民全体で考え、変えていく重要なきっかけにもなるのではないだろうか。

また現在、企業年金の議論の的となっているキャッシュバランス型年金という手段もある<sup>31</sup>。これは事業主にとっての確定給付企業年金の運用収益が低下すると追加負担しなければならないリスクと、確定拠出年金の加入者にとって運用リスクによる将来の年金受給に不安の両者のリスクを出来るだけ相互に緩和するのがキャッシュバランス型年金である。大枠では確定給付企業年金に分類される。拠出額が保証され個人の仮想口座に積み立てられる仕組みである。この制度では確定給付よりも低いリスクではあるが運用リスクは企業が背負い加入者側は確定拠出よりも高い収益率は見込めないというバランスの取れた仕組みとなっている。公的年金の過払い分を企業年金で租税処置が行われる中で運用益を狙えることは選択の幅としてあったいだろう。

また確定拠出型年金の別の課題として、多くの従業員は退職時に一時金として積み立てた年金を受給してしまう。これでは年金にならない。一時金として受け取る場合は、税金がかかるなどの改革が必要であると考えられる。また現在議論の対象にもなっている<sup>32</sup>第一、二号被保険者以外も確定拠出年金を利用できる第三号被保険者、公務員向けの確定拠出年金を作成するように改革するなど利用拡大が改革すべき点である。

低金利の現状からよりインフレをめざした政策を背景に老後生活保障のための運用リスク資産を選択したい、また自分の選択で運用益を上げることが出来る可能性が高い環境が整えられれば私的年金特に確定拠出年金を選択する動機は強くなるのではあるのではないだろうか。

まとめ

ここまで、日本の年金制度について見てきた。それぞれの問題と解決策をこ

こでまとめ、望ましい年金のありかたについて述べたいと思う。

まずは公的年金の問題だが、社会保障制度としての受給額の不十分性や保険料率の問題、財政的な問題としての高齢化の問題があった。他にも多くの問題が考えられたが、これらの問題が最重要の課題である。

- 5 私たちは受給額の問題には最低保障年金の導入を提案した。これは現在の年金制度では生活が厳しいと判断してのことだ。ただ、財政の問題もあると考えられるので同時に保険料率の改正を述べた。現在の国民年金の保険料は一律になっているが、これは低所得者層には重い負担になっており、納付率低下の一員になっていると考える。よって、所得にあった年金保険料を徴収できるよう
- 10 変動性に保険料の徴収を変更するよう述べた。

公的年金はこのように低所得者層に厚い年金を目指すべきで、これが本来の社会保障制度としての年金のあり方ではないだろうか。

- 私的年金は公的年金で負担増を強いられる中所得者以上に手厚い年金にするべきだ。だが、企業年金としての確定給付年金は限界を迎えているといっても
- 15 過言ではないだろう。となれば、確定拠出年金の充実が急務になってくる。この制度の浸透と優遇策を提示していくことが重要だ。

最後に我々が目指すべき年金をまとめたいと思う。最も重要なことは低所得者層、貧困層の救済である。これは公的年金でなんとしても解決を目指さなければならない。

- 20 ここで問題になることは、最低保障年金導入のための財源をどうするかということである。これは実質社会保険料の負担増で確保する。国民年金の一律保険料を廃止し変動性にすることによって、高所得者からより多くの保険料を徴収することや高所得者の年金を廃止するなどしていく。これで社会の平等性と安定を保つ。

- 25 私的年金についてだが、公的年金で負担増を強いられる人々に向けた年金にするべきだ。そもそも低所得者層はこちらの年金に加入する余裕はない。とすれば、所得の多い人に向けた公的年金の負担増を軽減できるようなものを目指す。1つの選択肢としては企業の確定給付年金が存在するが、この制度は行き詰まりを見せているのでこの制度から脱却するべきだ。そして確定拠出年金に
- 30 移行するべきである。現在の確定拠出年金では、移行するメリットは少ないの

で、金融リテラシーはもちろんのこと税制上の優遇や運用できる幅の拡大などが必要になっていくだろう。運用益を通常より確保できる確定拠出年金を目指すべきだ。

5 我々が目指すべき年金は、公的年金で高所得者層が多く保険料を拠出することにより、低所得者層の生活を守るものとする。私的年金は多く公的年金で拠出する中所得者以上に向けた年金にする。このバランスが保たれ、どの世代でも不公平感が出ない年金こそが我々にとって望ましい年金である。

10

15

20

25

30

## 注釈

- 1 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業の概況」2013年
- 2 厚生労働省「教えて！公的年金制度 公的年金制度はどのような仕組みなの？」  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/01/01-02.html>
- 3 厚生労働省「平成23年度の国民年金の加入・保険料納付状況」2012年 p.3
- 4 家計収支速報「II.世帯属性別の家計収支」p32
- 5 MELBOURNE MERCER GLOBAL PENSION INDEX.p.8
- 6 Ibid.,p.41
- 7 Ibid.,p.54
- 8 Ibid.,p.54
- 9 Ibid.,p.54
- 10 Ibid.,p.54
- 11 丸尾美奈子「オーストラリアの年金制度について-資力調査と税制優遇で自律的な準備を促進-」2009年,p12
- 12 自助努力型補完年金として位置づけられ、わが国の今後の年金制度の参考になる。自助努力型補完年金制度を採用している国にはドイツ（リースター制度）、オーストリア（RZV）、イギリス（NEST）などがある。
- 13 中川秀空「オーストラリアの年金制度の現状と課題」2013年,p1
- 14 石崎浩「スウェーデンの年金改革」  
<http://homepage2.nifty.com/tanimurasakaei/sue-nenn-kai.htm>
- 15 Ibid.
- 16 厚生労働省「教えて！公的年金制度 なぜ公的年金は必要なの？」  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/01/01-01.html>
- 17 統計局「高齢者の人口」2013  
<http://www.stat.go.jp/data/topics/topi721.htm>
- 18 金融広報中央委員会「年金問題」  
<http://www.shiruporuto.jp/finance/kinyu/yogo/yogo407.html>
- 19 ニコラス・バー「福祉の経済学—21世紀の年金・医療・失業・介護」2007年,p182
- 20 江口 隆裕「諸外国の動向を踏まえた 支給開始年齢のあり方」p.2
- 21 AFP「豪、年金支給開始年齢を引き上げへ 2035年までに70歳に」2014年5月4日
- 22 日本経済センター「小峰隆夫の地域から見る日本経済」  
<http://www.jcer.or.jp/column/komine/index176.html>
- 23 年金制度を賦課方式から積立方式に切り替える場合、切り替え時の現役世代が自らの将来の年金の積み立てに加えて、そのときの受給世代の年金分も負担する必要があること
- 24 GPIF「年金積立金管理運用独立行政法人 中期計画書」
- 25 鈴木亘「年金財政の現状と現実的な抜本的年金改革」
- 26 企業年金連合会 HP 2013年3月現在
- 27 『日本経済新聞』2013年12月19日「消えた年金、回収率6% AIJ元社長に実刑判決」
- 28 渡邊絹子「企業型確定拠出年金制度の意義と課題」『季刊・社会保障研究』Vol.49 No.2 2013年9月 p 176
- 29 確定拠出年金教育協会「確定拠出年金の継続教育の課題とその解決策」
- 30 『日本経済新聞』「確定拠出年金の掛け金、増額しやすく社員に裁量」2014

---

年 8 月 5 日

<sup>3 1</sup> 三井アセット信託銀行年金研究会「キャッシュバランスプラン入門企業年金の新しい潮流」2002 年

<sup>3 2</sup> 『日経新聞』「確定拠出年金に誰でも加入、主婦・公務員も 厚労省案」2014 年 10 月 15 日

参考文献

ニコラス・バー「福祉の経済学—21世紀の年金・医療・失業・介護」菅沼隆  
訳、光生館、2007

- 5 鈴木亘「年金問題は解決できる！積立方式移行による抜本改革」日本経済新聞  
出版社、2012

駒村康平「日本の年金」岩波書店、2014

佐々木一郎「年金未納問題と年金教育」日本評論社、2012

- 丸尾美奈子「オーストラリアの年金制度について-資力調査と税制優遇で自律的  
10 な準備を促進-」ニッセイ基礎研 2009

グローバル年金指数 2014

[http://www.mercer.com/content/dam/mercer/attachments/asia-pacific/australia/retirement/mercer-melbourne-global-pension-index/mercer-melbourne-](http://www.mercer.com/content/dam/mercer/attachments/asia-pacific/australia/retirement/mercer-melbourne-global-pension-index/mercer-melbourne-global-pension-index-report.pdf)  
15 [global-pension-index-report.pdf](http://www.mercer.com/content/dam/mercer/attachments/asia-pacific/australia/retirement/mercer-melbourne-global-pension-index/mercer-melbourne-global-pension-index-report.pdf)

厚生労働省HP 確定拠出年金について

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/index.html)  
index.html

- 20 最終閲覧日 2014年10月31日

知るぽると金融広報中央委員会HP

<http://www.shiruporuto.jp/>

最終閲覧日 2014年10月31日

25

企業年金連合会HP

[http://www.pfa.or.jp/nenkin/nenkin\\_tsusan/nenkin\\_tsuusan01.html](http://www.pfa.or.jp/nenkin/nenkin_tsusan/nenkin_tsuusan01.html)

最終閲覧日 2014年10月31日

- 30 平成24年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況



<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/h24a.pdf>

最終閲覧日 2014年10月31日

年金積立金管理運用独立行政法人 中期計画の変更について

5 [http://www.gpif.go.jp/topics/2014/pdf/1031\\_midterm\\_plan\\_henkou.pdf](http://www.gpif.go.jp/topics/2014/pdf/1031_midterm_plan_henkou.pdf)

最終閲覧日 2014年11月2日

日本経済センター

<http://www.jcer.or.jp/column/komine/index176.html>

10 最終閲覧日 2014年10月31日

諸外国の動向を踏まえた 支給開始年齢のあり方

[http://pension-academy.jp/2013sympo/pdf/001\\_eguchi.pdf](http://pension-academy.jp/2013sympo/pdf/001_eguchi.pdf)

最終閲覧日 2014年10月31日

15

国税庁 民間給与実態統計調査

<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan2012/pdf/03.pdf>

最終閲覧日 2014年10月31日

20 西原ネットジャーナル わかりやすい年金講座(5)

[http://www.geocities.jp/f05\\_west/anenkin0115.html#n101](http://www.geocities.jp/f05_west/anenkin0115.html#n101)

最終閲覧日 2014年10月31日

総務省統計局 高齢者世帯・特定世帯の家計

25 <http://www.stat.go.jp/data/zensho/2004/hutari/gaiyo20.htm>

最終閲覧日 2014年10月31日

30